

豊中市職員出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員が市政の推進に係る事業や制度などについて市民に説明する「出前講座」の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における「出前講座」とは、市政に対する理解や関心を深めてもらうとともに市民との信頼関係を築くため、市の事業や制度などについて市が設定したテーマ等について、市民の団体・グループ等の申込みに応じてそれらを対象に担当部局の職員が説明し、市民の質問を受け、意見交換等を行い、今後の事業や制度などの展開につなげる講座のことをいう。

(対象)

第3条 市内に在住、在勤、在学するおおむね10人以上の団体・グループ等を対象とする。

(内容)

第4条 出前講座のテーマ等は、各部局において行政課題や市民ニーズ、社会経済情勢に応じて設定する。
2 講座時間は、おおむね60分～90分程度とする。

(申込み)

第5条 申込みは、市民団体・グループ等申込み者（以下「申込団体」という。）が市の設定テーマ等から選び、所定の申込み様式で広報戦略課へ提出する。
2 広報戦略課は担当課と調整し、実施の可否、決定を申込者と担当課に通知する。
3 出前講座の詳細内容について、申込団体と担当課は直接調整できるものとする。

(実施の制限及び中止)

第6条 出前講座の実施について、政治、宗教、営利活動を目的とする場合や、それらに関連した目的、またその恐れがある場合は、出前講座は実施できない。
2 この要綱の定めに反する、またその恐れがある場合は、出前講座は実施できない。
3 前2項のほか、必要と認めた場合は出前講座の実施はできない。
4 出前講座の実施中においても、前3項に定める制限事項に反することが認められた場合は、すぐに出席講座を中止する。

(会場等)

第7条 会場、通信機器その他の設備は申込団体が用意する。ただし、職員が出向く場合の会場は豊中市内に限るとともに、個人住宅、政治や宗教活動の施設等は不可とす

る。

(費用等の負担)

第8条 講師の派遣は無料とする。なお、会場費や参加者の交通費、保育費、通訳費、通信費等の費用はすべて申込団体・グループ等が負担するものとする。

(アンケート)

第9条 申込団体に対して、出前講座終了後、同講座についてのアンケートへの協力を依頼する。

(その他)

第10条 出前講座に広報戦略課職員は同席しない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広報戦略課長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年10月12日から実施する。